

○須高行政事務組合個人情報保護に関する法律施行条例

(令和5年2月28日条例第7号)

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(法の施行に関する規定)

第2条 法の施行については、[須坂市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年須坂市条例第33号）](#)の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(須高行政事務組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 須高行政事務組合個人情報保護条例（平成17年条例4号）は、廃止する。

(須高行政事務組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 須高行政事務組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置については、須坂市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年須坂市条例第33号）附則第3条の規定の例による。